

第4章 温暖化防止に向けた取り組み

第1節 直接的効果のある取り組み

【電気】

①照明機器

- ☆始業開始前は、必要箇所を除き原則として消灯とします。
- ☆昼休みの事務室等は、窓口業務や必要箇所を除き原則として消灯とします。
- ☆晴天時等、照度が十分に得られる場所の照明は、業務や利用者に支障のない程度に消灯とします。
- ☆廊下、階段、ホール等の共有部分の照明は利用者の支障にならない程度に消灯とします。
- ☆残業する場合は、業務に支障のない範囲で消灯とします。
- ☆トイレ、会議室、更衣室、書庫、喫煙室等の人が常時いない場所は使用時のみの点灯とし、使用後は必ず消灯します。
- ☆業務等に支障のない程度に間引き点灯します。また反射板等の取り付けも検討します。
- ☆照明機器に配慮した机・ロッカー等の適正配置に努めます。
- ☆照明機器の清掃や電球、蛍光灯の適正な時期での交換に努めます。
- ☆照明機器の新規又は交換する場合は、節電型照明機器の設置を検討します。
- ☆電球、蛍光灯を交換する場合は、省電力電球等の使用を検討します。

②事務機器

- ☆昼休みや長時間不在となる場合は、業務に支障のないOA機器については原則として電源を切ります。
- ☆パソコン、コピー機、プリンター等の省電力モードの設定ができるOA機器は、省電力モードになるように設定をします。
- ☆退庁時等長時間使用しない場合は、支障のないOA機器については、原則としてコンセントを抜くことを心がけます。
- ☆待機電力の削減のため、使用していない電気製品はコンセントを抜きます。

③その他

- ☆職員はハンカチを携帯し、ジェットタオル等の使用を控えます。
- ☆乾電池は充電式の導入を図ります。
- ☆喫煙室の換気扇は、原則として自動運転とし、夏季等の窓を開けられる場合は窓を開けて換気扇を利用しない工夫をします。

【燃料】

①暖房機器

- ☆事務室等の暖房温度は、利用者に支障のない設定温度とし、こまめな管理を心がけます。
- ☆使用しない施設の冷暖房は、設備等に支障のない温度設定とします。
- ☆暖房期間中は暖房効果向上のため、ドアの開け放しのないように心がけます。
- ☆クールビズ、ウォームビズを心がけます。
- ☆暖房機器に配慮した机・ロッカー等の適正配置に努めます。
- ☆暖房機器の周辺に遮断物を置かない等の周辺整理に努めます。

②公用車

- ☆公用車の一元管理を図り、効率的運用に努めます。
- ☆アイドリングストップの徹底を図ります。
- ☆急発進、急加速、急ブレーキのないような安全運転の徹底を図ります。
- ☆暖気運転は必要最小限とし、燃費向上に努めます。
- ☆利用時間、行き先等の調整が可能な場合は乗り合わせて利用できるよう検討します。
- ☆市街への外勤は業務に支障のない限り自転車や徒歩を心がけ、公用車の利用の低減を図ります。
- ☆公共施設適正配置検討プロジェクトで出される、「公用車の効率的運用と環境に配慮した取り組み」と連携し、温室効果ガス削減に向けた取り組みとします。
※「公用車の効率的運用と環境に配慮した取り組み」とは、〈公共施設適正検討プロジェクト〉によって作成されたもので、公用車の使用状況や維持管理を検証することにより、将来に向かっての【効率的な運用】【維持管理費用の縮減】【適正配置】【環境に配慮した取り組み】を検証したものです。

【廃棄物】

- ☆ごみの分別・リサイクルを徹底し、埋立ごみの減量に努めます。
- ☆事務用品、電気製品、OA機器等が故障した場合は、可能な限り修理して使用するなど長期間の利用を心がけ、更新する場合は省エネタイプの機器の購入を検討します。
- ☆未使用物品、不要物品を必要な部署で使用する取り組みを実施します。
- ☆イベントや会議等の飲食の提供は数量に配慮するとともに、廃棄物の発生を抑制するように努めます。

【その他】

- ☆庁内での文書は行政サーバー等を活用し、ペーパーレスに努めます。
- ☆コピー、印刷物は両面使用を基本とし、紙の使用量の削減に努めます。
- ☆ミスコピー、ミス印刷した用紙は可能な限り裏紙として再利用します。
- ☆シュレッダー処理を必要最小限とし、両面使用した用紙は可能な限り分別回収し、リサイクルします。
- ☆会議等の資料は可能な限り両面印刷し、必要最小限の資料となるように努めます。

☆封筒は可能な限り再利用に努めます。

第2節 間接的効果のある取り組み

【水道】

温室効果ガス削減の対象項目ではありませんが、水道を使用することで温室効果ガスの排出に繋がることから、本計画では上水道の使用量についても削減に向けた取り組みを実施します。

基準年（平成19年度）使用量	32,629 m ³
目標年（平成24年度）使用量	31,487 m ³
削減率	3.5%
削減量	1,142 m ³

☆トイレの擬音装置等の導入を検討します。

☆芝生や植木等の散水は雨水等を利用する工夫をし、効率的・計画的に実施します。

☆水の節水を常に心がけます。

【物品購入】

☆コピー用紙やその他の用紙は可能な限り再生紙を購入します。

☆文具、事務用品等は必要性を十分考慮し、最小限の購入量とします。また、購入の際にはエコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている製品の購入を心がけます。

☆プリンタートナー、カートリッジ等はリサイクル可能な製品の購入に努めます。

☆購入時は可能な限り簡易包装となるように業者に依頼します。

☆機器等の購入には省電力タイプで、リユース・リサイクルが容易な製品の購入を検討します。

【緑化による吸収】

二酸化炭素の排出抑制・削減に向けた取り組みと同様に、森林による吸収を促進する取り組みも重要となります。本計画では植樹事業についても間接的な取り組みとして進めていきます。

☆計画的な植樹事業を進めることにより、二酸化炭素の吸収を促進します。

☆公共施設敷地内・公園・街路において樹木の植栽・育成を推進し、庁舎等についても可能な限りの緑化を図ります。

☆公共施設の剪定枝・落葉等は廃棄物としての排出を可能な限りせず、公共施設等での緑化資材として効果的な利用を検討します。

【その他】

☆電気、暖房の消費削減に向け、ノー残業デーの徹底を図ります。

☆ノーマイカーデーの推進を図ります。

☆申請書等の帳票にムダがないか見直し、改善を図ります。

☆ノー残業デーの定時退庁の徹底を図ります。

☆ファイル等の新規購入は控え、古い書類は厚紙の表紙に変更するなどして、再利用を図ります。

☆FAXの送付状等は省略を心がけます。

☆職員で共同利用できる機器等の長期間使用を心がけます。

第3節 5 Rの取り組み

【3 Rから5 Rへ】

3 Rとは、Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再利用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったものです。

Reduce (リデュース：減らす)

unnecessaryなものは持たない、買わない。
ごみを発生源から断ち、ごみになるものを減らす=Reduce (リデュース) という考え方です。

Reuse (リユース：再利用)

何回も繰り返し替えし使う。
物は使われるために、貴重な地球の資源から生まれてきました。壊れたら直して使う。自分が使わなくなったら使いたい人に譲ってあげる=Reuse(リユース)という考え方です。

Recycle (リサイクル：再資源化)

ごみを原材料として再生利用する。
ごみになるものをできるだけ減らし、使えるものは再利用し、それでも出てくるものは「ごみ」として廃棄するのではなく、資源として再利用できるように分別する=Recycle (リサイクル) という考え方です。

以上の3 Rに2つのRが追加されます。それが、Refuse (リフューズ：拒絶・辞退)、Repair (リペアー：修理)

Refuse (リフューズ：拒絶・辞退)

ごみになるものは買わない、断る。
ごみになるような過剰包装を断ることや、マイバッグを持参してレジ袋を断ることを習慣づけ、もらう前には一度考えてから=Refuse(リフューズ)という考え方です。

Repair (リペアー：修理)

ごみとして廃棄する前に修理する。
安易に新しく購入するよりも修理できるものは修理し、長期間使用することで限りある資源を大切に作る=Repair (リペアー) という考え方です。

本実行計画では5 Rの推進を図ることで温室効果ガス削減に向けた間接的な取り組みの一つとしていきます。

第4節 環境に配慮した施設整備等の取り組み

- ☆「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、廃棄物の再資源化をより一層進めるとともに、再生資材の利用、建設廃棄物のリサイクルを促進します。
- ☆温室効果ガスの排出量の少ない燃料等の導入に努めます。
- ☆建築物の断熱性の向上に努め、冷暖房の熱負荷の抑制に努めます。
- ☆省エネルギー型の照明機器の導入に努めます。
- ☆太陽光発電等の自然エネルギーを利用した設備の導入に努めます。
- ☆節水に有効な器具の設置や、雨水利用設備の導入に努めます。
- ☆周辺や敷地内の計画的な緑化推進を図ります。
- ☆解体・廃棄等については、建設副産物の発生を抑制し、リサイクルや適正処理を推進します。
- ☆コンクリート塊等の建設廃材は、再利用・再資源化を図るとともに再生砕石、再生合材等への利用を推進します。

第5節 代替エネルギーに向けた取り組み

エネルギー資源に乏しい我が国は、エネルギーの8割以上を海外に依存しています。こうした脆弱な供給構造を考えれば、特定のエネルギー源に過度に依存することのない各種エネルギー源の適切な組み合わせによってエネルギーの安定供給を確保することが必要不可欠です。各種エネルギーを考えるに際して配慮すべき要素としては、以下の2点が考えられます。

☆代替エネルギーの導入

☆地球温暖化問題に対する取り組み

この2つの要素を考慮し、各種エネルギー源の供給安定性、経済性、環境負荷、導入可能性等について検討し、代替エネルギーを含む各種エネルギーを構築する必要があります。

本町ではバイオマス燃料に着目し、本町の森林資源を始めとする未利用資源系バイオマスを利活用した、バイオマスエネルギーの調査、研究、導入に向けたプロジェクトを平成20年度に立ち上げ、目標到達点は以下のとおり設定しました。

- ①バイオマス発電事業の導入
- ②バイオマスエネルギーの利活用による温室効果ガスの抑制
- ③バイオマスエネルギー開発・導入による本町基幹産業の発展
- ④バイオマスエネルギー関連産業の起業・開発と発展、雇用創出
- ⑤バイオマスエネルギーの地産地消による資源循環システムの構築
- ⑥将来を見据えたバイオマスに対する町民意識の醸成

これらの目標到達点を具体化するため、平成21年度には「和寒町地域新エネルギービジョン」を策定し、本町における新エネルギーの賦存量や利用可能量を把握し、将来的な方針として次の5つの重点プロジェクトを設定しました。

- ①太陽光発電プロジェクト
- ②太陽熱利用プロジェクト
- ③森林系・農業系バイオマス利活用プロジェクト
- ④雪氷熱利用プロジェクト
- ⑤新エネルギー普及啓発プロジェクト

5つのプロジェクトのうち、森林系・農業系バイオマス利活用プロジェクトについては、本町の森林資源の有効活用と森林整備を通じた、環境保全の推進、ここから生じる雇用の確保など地域循環型のまちづくりに相応しいプロジェクトとして位置付けし、二酸化炭素吸収源対策と新エネルギーであるバイオマス燃料の製造・利用により二酸化炭素排出量の削減をしています。

具体的な取り組みとして、木質系バイオマス燃料製造施設及び地域熱供給施設（役場庁舎・消防庁舎、保健福祉センター、図書館の一体的集中暖房システム）の整備を平成24年度に導入し、地域熱供給施設導入により228.9t-CO₂（15.3%）の二酸化炭素削減を見込んでおり、この他、移住体験・定住促進に供するコテージを建設し、木質系バイオマスの他、太陽光発電の利活用や新たな再生可能エネルギーの研究など、これらを活かしたエコ的な暮らしを提供できる計画をするとともに、その他の重点プロジェクトについても公共施設の新築・改築の際には施設に適した新エネルギーの導入を積極的に検討し、地球環境保全と地域資源の活用による二酸化炭素削減対策に取り組みます。